



第2回任意合併協議会であいさつする任協副会長の深渡村長（中央）

（表1）

方式	概要	メリット	デメリット
分庁方式	・2村の現在の庁舎を「分庁舎」として行政機構（しくみ）を業務部門で分担する方式	・既存施設を利用するため、建設費用は改装費程度で済む。	・業務部門ごとに窓口が分散するため、住民の皆さんが戸惑う恐れがあり、お知らせなどが必要になる。
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             本庁（分庁舎） （旧〇〇村）           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             分庁舎 （旧〇〇村）           </div> </div> 例) 総務、会計、 財政、税務など	・既存施設の有効利用が図られる。	

言われています。

事務局では、合併後の事務所の位置は現在の各村の庁舎を分庁舎として、業務部門ごとに分担する「分庁方式」を提案（表1）。

分庁方式は、改めて庁舎を建設する必要がなく、今ある施設を有効に利用することができる。

◆行政機構（しくみ）・機能を分担することが可能で、合併による急激な混乱を避け、将来の職員の適正な定員管理を図ることができる。

◆総合窓口の導入や住民対応の窓口を設置することで、行政サービスの低下を防ぐことができる、などメリットが多いことを挙げています。

一方で、業務部門ごとに窓口が分散するため住民が戸惑う恐れがあるなど、デメリット部分も指摘されています。

協議会では、役場の位置は最も重要な問題との意見が出され、継続して審議されることになりました。

協賛会では、役場の位置は最も重要な問題との意見が出され、継続して審議されることになりました。

協賛会では、役場の位置は最も重要な問題との意見が出され、継続して審議されることになりました。

協賛会では、役場の位置は最も重要な問題との意見が出され、継続して審議されることになりました。

**第5回 任意合併協議会**  
 ◆と き：三月十九日（金）  
 ◆と ころ：野田村役場

・将来構想案など協議されます。  
 ※どなたでも傍聴できます。

**⑤ 財産の取り扱い**

**新町にすべて引き継がれる**

合併前の両村が所有する財産（公有財産、物品、債権及び基金）及び債務（地

方債及び債務負担行為）は、すべて新町に引き継がれることとなります。

**住民アンケート**

**みなさんの意見を聞かせて**

住民アンケート調査は、両村が合併した場合、将来のまちづくりの方向性について、住民のみなさんから意見を聞き、新しいまちづくり構想（新町将来構想）に役立てる基礎資料になります。

調査の対象は、普代・野田両村の二十歳以上の各年代、男女別ごとに無作為に抽出した千人（普代・野田それぞれ五百人）で、アンケートは郵送で配布し回収されます。

それぞれ、五百人の内訳は二十代、三十代、四十代、五十代、六十代の年齢別五階層×百人（男女各五十人）で、調査期間は一月二十八日から二月四日まで行われました。

設問は、性別、年齢、住所、職業、通算居住年数、現在の

くらしの満足度、町制について、まちづくりの方向（村づくり懇談会で示したまちづくり構想の項目によるもの）、合併後に重要な事業、施策、フリーアンサーの十問です。アンケートの結果は、任意合併協議会日よりホームページなどを通じてお知らせします。

第四回任意合併協議会は、二月二十四日午前九時三十分から村役場3階大会議室を会場に行われます。どなたでも傍聴できます。一人ひとり自身のこととして関心を持ち、しっかりと村の将来を見つめていきましょう。

◆問い合わせ先：野田村・普代村任意合併協議会事務局（☎0194-2111内線232、240）までどうぞ。

**④ 事務所の位置**  
**役場の位置は重要な問題！**

向調査を行います。調査の方法は、将来構想のアンケートの項目に加えて調査します。

名称の募集は、任意合併協議会で募集方法や選出基準などを定めて行います。

名称の選定に当たっては、地域の歴史、文化、地理的特性、知名度、定着度など住民の一体感を醸し出しやすく、対外的にも覚えやすい名称選定を基準にします。

新町の事務所の位置は、地方自治法の規定で条例を定めることとなります。定めるに当たっては、「住民の利用に最も便利であるよう

に、交通事情、他の官公署との関係などについて適当な考慮を払わなければならない」という地方自治法の規定に沿って決定すべきと

協賛会では、役場の位置は最も重要な問題との意見が出され、継続して審議されることになりました。

協賛会では、役場の位置は最も重要な問題との意見が出され、継続して審議されることになりました。

協賛会では、役場の位置は最も重要な問題との意見が出され、継続して審議されることになりました。